

令和5年5月10日

協和中学校保護者各位

大仙市立協和中学校
校長 石川 真一

新型コロナウイルス感染症対策の考え方について（お知らせ）

令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置付けが5類に移行されたことにより、学校保健安全法施行規則の改正や文部科学省のガイドラインの改定が行われました。これに伴い、本校における5月8日以降の対策についても、下記のとおりといたします。

なお、下記内容は基本的な考え方であり、本校または協和地域において新型コロナウイルスが急拡大の傾向にある場合等については、学校長の判断により、異なる対応をとる場合があります。

1 感染症対策について

平時においては、学校活動に特段の制限は行わないが引き続き下記の感染症対策を行う。

(1) 換気の確保

換気の確保は、引き続き有効な感染症対策となるため、気候上可能な場合は常時、困難な場合はこまめに2方向の窓を同時に開けて行う。（気候等を考慮し、無理の無い範囲で対応する）

(2) 手洗い等の手指衛生の指導

接触感染を避ける方法として、手洗い等の指導を行う。

(3) 咳エチケットの指導

他者に飛沫を飛ばさないよう、生徒に対して適切に咳エチケットを心がけるよう指導する。

＊協和小・中学校として、普段の学校生活でのマスク着用は求めないものの、バス乗車の際についてはマスクの着用を推奨することとする。

(4) 生徒・教職員の体調管理

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、無理をして登校しないよう、生徒・保護者に対する周知・呼び掛けを行う。

2 出席停止措置等の取扱いについて

(1) 出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とする。

(2) 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。

(3) 「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算する。

(4) 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該生徒に対してマスクの着用を推奨する。ただし、生徒の間で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、適切に指導を行う。

(5) 令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われなことから、同居している家族が新型コロナウイルスに感染した生徒であっても、新型コロナウイルスの感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とはしない。

(6) 登校するに当たっては、学校に陰性証明を提出する必要はない。

(7) 生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう必要な配慮を行う。

(8) 学校の臨時休業については、感染が拡大している状況に対して、生徒の学びの保障の観点等に留意しつつ、必要な範囲、期間において機動的に対応を行う。基本的には季節性インフルエンザ流行時と同様の対応とし、学校医や教育委員会事務局と学級閉鎖等の協議を行う。